**交付年月日からご使用いただく**

**「減額認定証」です。**

＜注意事項＞

１.上の減額認定証を、ミシン目にそって切りはなして

ください。

２.この減額認定証は「発効期日」から利用できます。

医療機関へかかるときに被保険者証とあわせて提示

してください（マイナンバーカードで電子資格確認を受ける場合は提示不要です）。

３.この減額認定証は大切に保管してください。

保険

者印

被保険者番号

生年月日

氏　名

住　所

被 保 険 者

保険者番号

並びに保険

者の名称及

び印

長期入院

該当年月日

適用区分

公印

兵庫県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

発行期日

有効期限

交付年月日

※現時点の文案として提示しています。

校正中に修正します。

減額認定証は毎年８月に更新します。

有効期限が令和6年7月31日の証をお持ちで、引き続いて該当する方には、更新時期に新しい減額認定証をお送りします。

有効期限が令和7年7月31日の証をお持ちの場合、マイナンバーカードの保険証利用登録をしていない方に資格確認書を送付します。保険証利用登録をしている方は、マイナンバーカードで確認できるため、原則送付しません。

長期入院認定を希望される方は、届出が必要となる場合があります。

　なお、世帯状況の異動や所得の更正により適用区分が変わる、または該当しなくなる場合がありますのでご了承ください。

差出人・問い合わせ先

ミシン目にそって、切りはなしてお使いください。

**注　意　事　項**

１.　この証によって療養を受ける場合は、次のとおり一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の減額が行われます。

　⑴療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、医療機関等ごとに１箇月につき、別に定められた額を限度とします。

　⑵入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養を受ける場合に支払う生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となります。

２.　療養を受けるときは、窓口で被保険者証とともにこの証を提示するか、マイナンバーカードを提示して電子資格確認を受けてください。

３.　被保険者の資格がなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったときは、直ちにこの証を市町に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。なお、有効期限を経過したときは、各自で処分してください。

４.　この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、保険者（兵庫県後期高齢者医療広域連合）あての届書を、市町に提出してください。

５.　有効期限内でも、世帯状況の異動や所得の更正により、適用区分が随時変更されることがあります。その際には、新しい減額認定証を発行しますので、古い減額認定証は市町に返してください。

６.　不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあります。

　備　考